

博物館学の初步認識

Basic Recognition on Museology

小野勝年*
Katsutoshi ONO

わたしの博物館学（museology）の開講にあたって、博物館とは何かという説明は避けて通るわけにはゆかない。まず博物館学とは博物館を対象とする学問であるからである。こうした自明と思われる事柄が実は多くの問題をはらんでいる。（博物館は博物館なり）では問題は一向に片付かない。Museumという外来語を博物館と訳してからすでに百年に余る歳月を経ているが、その原語たるMuseumについてもまだ言語的説明だけでは納得がゆかない。その背後に具体的な事実があり、そうした事実を相関的に究明することが、博物館学の重要な課題である。

歴史的発展を辿る研究方法が博物館の実態を把握するために役立つことは言うまでもないが、博物館は博物館の史的研究のみをもって足りりとするわけにはゆかない。なぜならば、より切実に要求されるのは、過去の博物館のことではなく、過去に現在が続くとしても、むしろ現在および将来の博物館の究明が重要だからである。気忙しい追求方法のそりはあっても、むしろ短刀直入に現状に迫り、これを直視し、その上にたって、より広く、より深い考察を行うといった方法が博物館学に重視される所以である。

わが国の博物館該当施設は、現在1500カ所以上に及ぶといわれている。ところが驚くことに受講の学生のうちには稀有ではあるが、博物館を訪れたことのないような者もいる。たとえ、訪れたとしても博物館研究の立場から見学するということは、この受講前にあっては皆無であろう。彼らの理解を可能にするための博物館学とは、一体どのように展開されるべきものであろうか。問題提

起は素朴ではあっても、このことは根本問題と深いかかわりを持っている。

博物館の定義を実際と遊離した形で取り扱うことはつしまなければならないが、多くの博物館の実例を一々説明することは不可能であるから、まず定義の検討からはじめなければならない。明治8年（1875）佐野常民がした博物館の定義は、わが国における最初のものであって、しかも今日なお注目に値すると思うので、それを掲げることからはじめてみよう。

博物館の主旨は眼目の教えによりて人の智巧技芸を開進せしめるにあり。それ、人心の事物に触れ、その感動識別を生ずるは眼視の力によるもの最も多く、且つ大なりとす。……物の妍媸美醜を別って愛憎好惡の情を發すると、その形質体状によりて製式用法を了会すると、齊しく眼視の力に頼らざるなし。……人智を開き工芸を進ましむるの最捷径・最易方はこの眼目の教にあるのみ。これすなわち近時歐州各国争って博物館を建設し、宇内異邦の珍器要品を展列し、人民の縦覧に供し、以てこれを勧導鼓舞するの原因たり。（澳國博覽會報告書）

これにもとづいてさらにその定義をより明確にしたのは同年に作成された大久保利通による博物館建設構想の際に用いられたものである。

博物館の主旨は天造、人工、中外、古今の物品を一場に募集し、網羅して、その質と用とを詳かにし、各部門に分ってこれを陳列し、普く衆人の縦覧に供して智見を拡充し、技芸を開達せしむるにあり。ここにその機能としての収集と研究と公開と利用を挙

* おのかつとし
竜谷大学
Ryukoku University

原稿受理：1980年1月16日
連絡先（勤）
〒612 京都市下京区七条猪熊上ル
(電話) 075-343-3311(代)

げ、その目的として知識の拡充と技芸の発達を指摘している。日本博物館法が制定されたのは昭和26年（1951）であるから、これに先んずること75年前、文明開化と殖産興業の意欲をもって、欧米ことにイギリスの博物館制度に見習らって実現すべく生み出された博物館の定義といえる。4分の3世紀の後、制定された日本博物館法は教育基本法中の社会教育の精神にもとづくものであり、そこで定義されている博物館はそうした制約、すなわち社会教育機関としての制約を受けていることを念頭において理解する必要があるが、以下に掲げる定義をもってしている。

博物館とは歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し（育成をふくむ）、展示して、教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関である。この定義は、さきに掲げた定義に比べると一層具体的で、ぬけ目がない。「普ねく衆人の縦覧に供して智見を充実し、技芸を開発せしめる」といっているのに対し、「教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う」とあって、技芸の開発といった積極面が後退し、教育的配慮、すなわち教育的機関として、教養・調査研究（学術）・レクリエーションといった諸目的に対応せしめることを掲げている。教養と学術を前者の智見に該当せしめると、レクリエーションという一項が加ったことになる。しかし、技芸の発達に資するという積極的実用主義の項目が脱落した。新たに加ったレクリエーション（recreation）という外来語は、一般的には余暇あるいは自由な時間において、個人的または集団的にいとなまれ、外的報酬や生存の必要にせまられることなく、そのこと自体に直接的な意見の見出される自由で楽しい活動のことであるとされている。単なる慰楽（enjoyment）に対して一層積極性をふくむ概念である。いわば、個人および諸個人が享受するよみがえりだといってよい。こうした言葉を原語のまま使用したのは、この語を用いなければ適切な意味の表現が思うようにできなかつたということで、従来このような社会的機能に対する認識に欠けていた、いわばわが国の社会の実情を示すものであることを想起する。祭祀に伴ったもようしものなどに見られるとして、主体的な形での慣習のなかったことを示すとも評しえる。要するにここにはじめて「知らしむべからず、よらしむべし」から共々に学ぶ社会教育の発想が表面に

浮び出るにいたつことが一大進歩として看取される。くり返すように、現行の博物館法は社会教育法にもとづいたものであるが、実は地方の公共団体や法人の設置する公・私立博物館を対象とした規定である。そしてとくに‘一般公衆’という言葉が前面に強く押し出されていることを注意したい。奉仕という言葉はないが一般公衆に資するとあって、民主主義にふさわしく、公衆、すなわち博物館の利用者が主体であって、彼等に奉仕する機関であるとするかの印象を与える法規といえ、その解釈に問題を残しているが、一大進歩であることは容認されてよい。必ずしも適切ではないが、そこでは仏教美術における淨土変相や来迎美術を思わせるものがある。後者は極楽の彼方に厳然とかまえて礼拝せしめるといった態度から、地上に下って親しく信者を引接するといった趣を持っているからである。一方、国立の博物館の場合は社会教育法の精神にもとづく機関ではなく、施設でもない。第二次世界大戦後、帝室、すなわち宮内省から文部省に移管されたとき、その官制中に掲げられたのは、「国立博物館は、文部大臣の所轄とし、美術品および歴史資料を収集保存して、公衆の観覧に供し、併せてこれらに関連する調査研究及び事業を行う所とする」という主旨であり、社会教育的目的は持っているが、随伴する思想であって主目的ではない、といえる。ここは国たからもの、文化的遺産の保管を主とした。文化財保護法が制定され、文化財保護委員会（文化庁）の管下に属するようになると、この施設は「文化財保護法にもとづき、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究および事業を行うことを目的とする機関である」と、文化財保護が主目的となつた。細分した事業内容として、挙げているのは「陳列品の収集・保管・展示・鑑査・修理・模写・模造・調査研究および解説を行う」とある。成る程、解説という言葉はあるが、ここでは公衆のため、ないし公衆がこの施設を活用することに関しては積極的に触れるところがない。もちろんこの法の総説では文化財の保存にとどまらず、活用を図り、国民の文化的向上に資し、世界文化の進歩に貢献するものだとしている。ただし、その公開は所有者が行い、公衆の観覧に供する場合は文化庁長官の許可に俟つべきものだと規定し、どこまでも公衆は受動的である。

一方、国立科学博物館は明治10年（1877）東京上野に教育博物館として開館されて以来、同様百年におよぶ歴史を持っているが、昭和24年国立科学博物館と改称して文部省管下に立っていて、この方は、終始、教育的施設

であることが強調された。現在の規定では、「自然史に関する科学、その他の自然科学およびその応用の調査研究を行い、ならびにこれらに関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行い、あわせて自然史研究の指導、連絡および促進をはかる機関」であるとしている（文部省設置法）。この規定は自然史および関連事項の応用に関する調査研究を行い、関連資料を収集し保管して、公衆に観覧せしめ、あわせて研究指導を行うことになっていて、研究を主体とし、それにあたかも附隨して公衆の指導にもあたることにしているのである。ただし、指導面に言及しているのは自然史部門の四研究部のみで、理化学および工学研究部に関しては「国および地方公共団体、大学、民間団体の求めに応じ、協力し、および指導すること」といった規定はない。この規定を国立博物館に比較すると、社会教育機関としては一步前進していると評してよく、実践面にもその特色がうかがえるが、いまだ徹底したものではない。

最近開館された国立民族学博物館は国立学校設置法にもとづき、国立大学共同利用の機関として、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的および応用的能力を展開することを目的にしている。そこでは大学と同じく研究に力を入れる機関として性格付けられ、したがってこの博物館は学校教育法、国立学校設置法にもとづいた、文部省學術国際局所管の下にある機関であり、必ずしも一般大衆を対象とはしない。一般大衆は間接的位置に立っている。

要するにこれら国立博物館は官制にもとづいた抜目のない規定を身にまとっている手盛り施設として自らを位置づけていると、評して過言だとはなしがたいものがある。それぞれ所管や事業の重点を異にしていて、一概に結論を急ぐべきでないが、口の悪い批評すると、旗色が悪くなれば自己の強力なとりでにたてこもる余地と特権を残しているといえる定義をまとっている。しかし、博物館と名乗る以上は共通して博物館の持つべき諸要件機能および目的を一通り具有実践すべきは申すまでもない。かつてG.B.グート氏は「博物館は自然現象および人類のいとなみをよく説明するものを保存し、かつこれらのものを人々の知識の増進と教育の啓蒙に活用する機関である。」（木場一夫訳）といっている。この定義は広く用いられているが、ユネスコ（UNESCO）で編集した「博物館組織とその実際的アドバイス」（The Organization of Museums, practical Advice）によると、一執筆者のダグラス・アラン氏は以下のようにして

いる。すなわち、博物館のもっとも単純な形態は「調査・研究・鑑賞の対象を収集し、これを収める建築物である」と。さらに敷延して、「博物館は時間と空間を通じて広く散在したものを使い上、一堂のものと収集する。次に理解の初段階として、それらを鑑定し、注釈をつける。第三には、観覧者がよろこんで来て展示を見学し、それについて熟考し、また再び来ようと思うようにせしめ、楽しんだり、研究しやすい状態にその収集品を陳列するところである」と。（同書第一章、定義の条）

1974年にI.C.O.M.がまとめた国際共通の定義は「博物館とは、社会とその発展に奉仕するために、人類とその環境についての物的証拠を研究、教育および慰楽を目的として収集し、保管し、伝達し、展示する。営利を目的としない恒久的機関である」（鶴田総一郎訳）としている。新たに奉仕（service）、とか、非営利（non profit）および恒久（permanent）といった言葉が用いられたのが注目される。ここに博物館の持つ公共性・公開性・恒久性および奉仕といった諸機能が出揃ったことになるといえよう。博物館と銘打つ以上はその最大公約数的これらの諸機能を無視するわけにはゆかない。新たに加えられた奉仕という訳語は英語の service によるものである。奉仕という言葉そのものはわが国に早くから存在しているが、従来は封建的体臭を帯びてまかり通った。ことに第二次世界大戦中においては奉公などと共に独特の意見に用いられた。奉仕は新憲法にも用いられているが、いまだ用語の積極的徹底的な追求が行われるまでにはいたっていない。奉仕は奉仕なりで、打算性をいだかない献身・公正な任務の遂行といった理解の程度にとどまっている。社会教育方面において近時「図書館奉仕論」といった著書もあって、社会教育施設としての同館の実践方法がとりあげられているが、未だ博物館では奉仕の理念が広く定着するにいたったとは評し得ない。国際的博物館における重要な機能概念として、service（奉仕）が登場するのは I C O M がはじめてであろう。実はこの定義に先き立って 1960 年にユネスコの総会で採択された博物館に対する国際的勧告がある。そこにおいては「博物館とは各種方法により、文化価値を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究。かつ拡充すること、とくにこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、すなわち美術的、歴史的、科学的および工芸的収集、植物園・動物園ならびに水族館を意味する」としていて、いまだ service という言葉は直接的にはとり入れられていない。ただし、ここにあっては博物館を廣義に解釈しているこ

とと、文化価値を有する一群の物品ならびに標本といつて、文化価値といった言葉が用いられていることがとくに注意される。博物館が文化価値を取扱い、これを伝達する機関であることを明確にしているのである。

博物館とは何ぞやという課題についての返答が以上の諸記述によって完全な表現に達したと断じてよいであろうか。その諸機能は細分化され相互の組合せがますます複雑化してきたといえる。かくて博物館の定義も一面複雑化しつつ、しかも漸次完全な形を示しつつあることは無視できない。そこでなお重大な見落し、ないし看過として指摘しなければならないことがある。それは「博物館が施設（場所と資料）と運営者と利用者の相互的有機的関係において成り立つ機関である」という自明な要件に対する根本認識の指摘についてである。これはあたかも国家を国民と国土と主権の関係において把握することに思い到れば直ちに理解されることであろう。従来の定義はやもすれば施設の定義、機能、目的などの説明に重点がおかれ、こうした相関的要件・機能・目的といった三要素の結び付きすなわちその相関性を明確にした上で、その相互関係を能動的に把える点で必ずしも充分だったと評し難いものがあった。最近、千地万造氏によって紹介されたアメリカの一地方博物館の役割は科学(Science)と技術(Technology)と実施調査(Exploration)と美術(Art)と演芸(Entertainment)を通して人々に奉仕するにありとし、その機能として研究(Research)野外作業(Field Work)、展示(Exhibits)、保存(Conservation)、教育(Education)、博物館の相互協力(Museum helps Museums)、出版(publication)、領布場(a gift shop)、聴講堂(Auditorium)および収集(Collection)十項目を挙げていることに注目したい。

ここでは博物館の仕事は、科学や技術や探検や美術、楽しみを通じて人々に奉仕することだといい、運営者が行う仕事の内容や目的などに言及して、人々は環境を学び、人々から教えられ、人々に助力し、一面では自分たちの知識を増すために、価値あるもの、意見のあるもの、そしてまたそれらの情報に関しての仕事をする集団であるともいっている。ここで人々が「環境を学び、人々から教えられ、人々に助力する」といっていることは博物館という施設をコミュニケーションの場と認めたもので、上掲した運営者と利用者の相関関係を意識しているとてよい。(What is the provincial museum : British Columbia Provincial Museum 1974) 複雑化した諸項目を要件・機能・目的に再分類し、構造と形態と

活動、わたしのいわゆる体・相・用の三範時の導入について以下に少く展開を試みたい。

博物館の機能や目的は多様化し、公民館や文化館との区別がつがたくなったり、他面では文化財の保存・保護や環境保全、公害防止という職能が加えられるにいたっている。博物館を人との関係において把握するといった考え方はすでに鶴田総一郎『博物館学入門』などで展開されていて何等目新しいことではない。そこでは「もの」すなわち「資料」を媒介として、それを置く場所（施設と土地）を利用して人間に「働きかける」（教育普及）ところだとしている。人とか人間とかいう言葉はややもすると任意的な解釈が加えられ易い。より具体的に思える公衆という言葉についても、同様である。民主主義において単位となるのは個人であり、個人の複数は諸個人である。個人がはじめて法的地位を確立したのは日本国憲法においてであった。そこでは「個人の尊重」（第十三条）といい、さらに教育基本法では「個人の尊厳」「個人の価値」と規定している。もっとも複数である諸個人の代りに、これらの法では「何人」をもってしている。人間とか公衆とかいった言葉は往々に解釈がすりかえられやすい。社会教育施設としての図書館と博物館が従来、一は個人を単位としているのに対し、一は団体（集団）として扱うことが指摘された。（吉村典夫「博物館と図書館」博物館研究14の2），これは博物館における重大な討議題目である。博物館における団体はその入館料その他博物館資料の利用に対する対價として個人より優遇が認められているという実際がある。教育の機会均等の精神からではなくて、習慣的経済主義に基いている点で問題がある。それはあたかも団体旅行の流行に伴って団体を成立せしめた団員獲得者に無料の特権を与えることを何等不思議に思わないのと似ている。学校授業料は団体扱いだと割引となるといったことは認められない。個と普遍を改めて考えたい。

さて、博物館に新たに登場した奉仕という言葉についてもまた憲法との関連において考えられる。そこでは「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とい、さらに教育基本法でも学校の教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行につとめねばならないとしている。

博物館法では芸術員についてのこうした規定は見当らないが、博物館を通じて、こうした奉仕原則をひろめてよいであろう。果してそうだとすると博物館の奉仕者は申すまで職員であり、運営者側に在る。受奉仕者は観覧者（利用者）である。アンケート、それは必ずしも現状をもっ

てしては十善だとはいえないが、奉仕の評價は往々にして私立←公立←国立といった順序ではねかえってくるのは何故であろう。奉仕といった言葉の遊戯ではなく、その実践的内容が分析されなければならないし、受奉仕者の義務の自律性が要求されることはもちろんであるが、從来からこの問題の強くとりあげられる機会の少ない憾があった。

正名、名称を正すこと、正しい名称を附することが中国ではむかしからしばしば問題になっている。そのことは色々の理由にもとづくものではあるが、博物館学においても用語や定義を再確認することが必要である。用語は事実が生み出したものであり、反面ではまた事実を方向付けるものであるからである。これを博物館学の正名主義と名付けたい。誰でも承知している博物館の定義を最初にとりあげたのはかかる理由によるものである。

かつて畏敬する源豊宗氏が「わたくしの博物館学は観覧者の立場からするものである」といわれたことがあるが、傾聴に値する言葉として思い出される。くりかえしたいのは、博物館は資料と施設と運営者と利用者の相互関係によって成立つ機関であるということである。そしてこの機関をより一層特色付けたものとして視聴覚機関という条件も加えなければならない。ここではまず博物館の要件の確認から手を染めたい。

最近企画された「博物館学講座」の総論では「博物館に対する社会的要請への対応」とか「博物館に対する市民的要請への対応」といった項目が掲げられている。未だその具体的な展開を知りてまでに至らないが、外側からする、すなわち客体からする見方に資する点で期待をかけたい。項目だけをとりあげることは憚れるが、これに關して「博物館にとって地域社会とは何んぞや」という項目も加っている。逆に提起したいことは「地域社会にとって博物館とは何んぞや」という解明の必要性である。

文化財の保護と自然環境の保全の課題は博物館以外の仕事として從前から行われていたことであるが、複雑な社会的变化はそれに対応するため、博物館の分担事業として取込み、博物館の地域社会性を拡充した。新たに加った機能はいまだ緒についた段階ではあるものの、そのことが本質的に博物館の保管や保存の機能と結び付いている点で矛盾はない。ただし、念を押したいことは博物館の場合は活用を前提とすべしという命題を負っている。文化財の保存保護は究極的には活用なくしても存在しうるが、博物館の保存保護は将来にわたる予測をふくめてのものだとしても、主体を活用におくことを無視することはゆるされない。博物館の場合は「文化財に

あっては保存即活用であり、活用即保存である」という考え方には批判的である。活用なき保存と保管は博物館の機能として独立することはできないからである。もちろん保存のための保存、保管のための保管という立場を無視するものではないが、博物館たる限り、主体は活用にあり、保存は客体である。これに連関して不合理な保守性が伝統保持の名のもとに跳躍し、反動化することに対しては目を蔽うべきではない。博物館学にあっては何よりも進歩的合理性が要求される。

博物館が多角的多面的機能を持った機関であるということは博物館は多角的多面的目的を持った機関であるということと関連する。博物館の出現に対する歴史的な説明として、人間の本性に溯り、ものを収蔵し、秘蔵するとともに他人に向って誇示するという面があり、好奇心をもって他人の所蔵物をかいまみたいという面がある。ぬぐわねばならない見世物的性質がぬぐうべくしてぬぐいきれない所以でもある。博物館の進歩は公開性と公共性と恒久性や利用・活用を加え、積極的導入手段として、普及や奉仕、かくていわゆる教育的事業体としての形態を整えるに至った。

博物館の基本的定義中に資料を取扱う施設であるということが掲げられている。そこで改めて博物館資料とは何ぞやという課題に立ち入ってみよう。日本博物館法では賢明にもこれに対する解答を与えており、すなわち、そこでは博物館は「歴史・芸術・民俗・産業に関する資料」といい、その資料についてはさらに「博物館資料とは博物館が収集し、保管し、または展示する資料をいう」といっている。これは施設との関係によってはじめて博物館資料が可能であることを明らかにしたものである。さらに具体的にこれを分類して、実物・標本・模写・模型・文献・図表・写真・フィルム・レコード等であるとしている。実物と標本の区別についての注記はないが、実物は唯一性を重視し、標本は同一条件のもとでは同一物体がくりかえし求得できることを指すとしてよいであろう。文部省による「公立博物館の設置および運営に関する基準」中において第一次、第二次資料といった用語が用いられ、そこで第一資料とは「実物または現象に関する資料」、第二次資料とは「第一次資料に関する図書・文献・調査資料、その他必要な資料をいう」としている。

現象という多義的用語についての説明、ないし定義を聞くを得ないが、試みにこの用語を *phenomenon* という外国語の翻訳という立場で見ると、①視察されうるあらゆる事実、②自らを現わしているかぎりにおいての事実、③本質との相関的な概念として、本質の外的な現

われ、④カントの用法では、時間、空間や範疇的諸関係に規定されて現われているものといった説明を挙げることができる（岩波「広辞苑」）。現象学というような哲学的分野は門外漢には窺いがたい。それについてはしばらく除外し、従来から行われている本質と現象という関係においてとらえ、そのうちで自然現象や社会現象などの視聴覚によって認識できるものがここに第一次資料とされていると解したい。

自然科学的博物館が標本や分類の展示に終始することにあきたらなくなつて、自然史博物館と銘打つにいたつた。これは自然現象の諸関係を実証的に合理的に構成し、一步深く立入つて展開することを企図し、しかもこれを足場として、その背後の本質や原理に迫ろうと志向するかに見える。文化的現象の場合にあっても、例えば正倉院の楽器における宝物的・鑑賞的取扱い、そうした認識から一步進んで実用古楽器としての立場に立つ試みがある。一面実物とまごうことのない模型製作の技術が進歩し、かかる立場からみると、模造品であつても堂々たる第一次資料の座を占めることができる。博物館資料の解釈も広範となり、ときに無形文化財や人間国宝のような技術面の実演まで加わることになった。これは単なる機能の多様性にかかわるばかりでなく、資料の深められた働きの面との結合を意味するものである。

博物館には普遍化と個性化という二重的矛盾を抱いている。絵画の複製問題をとりあげたマンフォード（L. Manford）は絵画表象における複製の功罪について、複製の増加の一般的影響として芸術のもつ迫力を減じ、象徴そのものの価値を減ずることにあるとしながら、一面では技術的革新が生み出したものであり、社会的考案であり、一般教育の手段でもあり、またそれによって少數の階級による芸術の独占を全く崩解せしめる手段でもあったことを認め、そして芸術が持つ特異性、独自性、珍貴性、真に個性的なもの価値を教えるに役立ったとしている。（岩波新書「芸術と技術」）。博物館は公開を通じて資料の持つ稀少性、高貴性を開放する最大の手段であり、差別的、独善的、価値観の横行を拒否する場である。

このように考えると、博物館資料については第一次第二次といった名目的分類にとどまることができなくなっている。もちろん博物館で取扱う資料は具体的物件が基本であるが、静止的関係から流動的になり、即物から構成に及んできた。従前にくらべて博物館資料の内容はいちじるしく広範になり、これと対応する博物館施設もまた各種多様になった。これは資料と価値観とに関連し、施設が新たな価値を育成する場ともなっている。そして

この関連問題がわが博物館関係者において看過しがたい課題として脚光を浴びるにいたつことは肯ける。日博協主催第23回全国博物館大会における討議課題（博物館資料のカテゴリー）はそうした実例であった。討議の経過を詳述する余裕はないが、そこでは先ず、第一次と第二次について美術館におけるオリジナル（実物）と非オリジナル（模写、模造など）の区別といったことから展開の緒が開かれ、ついで美術館と美術史博物館における資料のあり方に及んだ。一方、船の科学館の発言として、「美術館の第一次資料が理工（学）館に来ると第二次資料になることがある。有名な画家の描いた船の絵は、船の科学館では重要なのは作家でも年代でも題名でもなく、船の構造、形体、様式、特徴などがそれに代ってくる。むしろこれらは同時に展示された模型や現物に対する補足、つまり完全な二次資料となる」（森田倭弘）。かつてドイツ博物館において、ポンペイ出土の壁画の断片の前に、これに用いた顔料の鉛石標本が置いてあったのを見て、感動をおぼえたことがある。美術館でオリジナルとコピーの区別を行うことは絶対必要な作業であるとしても、それではオリジナルとは果して如何。例えば油絵一つをとりあげて見ても、描いた時点と環境が異なり、表面にニスを塗ったり、額縁をかえたり、ガラスにはめたり、光線の状態などそれぞれ同一というわけにはゆかない。考古資料などはとくに甚だしいものがあって、磨滅、破損、腐蝕、変質が加っているので、どの時点と状況といった前提をはっきりさせないならば、実物といつても扱う人の主觀が入り混じり、純学問的観点からすれば、これを用いて組立てた考古学的古代なるものは研究者の解釈に外ならないといった極端な批評にもなりかねない。発見者・発掘者がにわかに一かどの考古学者になるといった素朴な段階の従前の考古学界に往々見られないではなかったが、「もの」を取扱う庫番的存在が特権意識と結びついて、しばしば自己が最高の専門家たる錯覚を起こす心配もありうる。直接に資料を取扱う者が最高の資料認識者であるといった思い上りが珍らしくなかった。腰がくの字になつても、宝庫の鍵を手放さないのが、最高の忠誠であるということに対してまともな批評が出来るようになったことだけでも進歩である。

文部省設置法施行規則によると、東京国立博物館において美術・工芸・考古および東洋課で取扱うものは陳列品の収集・保管・展示・鑑査・修理・模写・模造・調査研究および解説であるとあり、資料課は図書および図書以外の資料の収集・整理・保管・閲覧・調査・研究を行うということになっている。一は展示といい、一は閲覧、

一は陳列品といい、一は資料といった区別を行っている。展示は見せる立場に立つ言葉と解され、閲覧は見る立場のそれである。ここでは陳列品と資料との区別は展示を前提にしているか否かにあるものごとくである。前掲の博物館法における用語の第一次・第二次資料が展示を前提としているか、さもなくばそれを明確にしていないということを区別の根拠とするのに対し、やや具体的でないではないが、ほとんど同じ見解に立つとしてよい。もっとも資料課の中に法隆寺宝物室もふくまれ、その職務規定は他の4課と同じであって、これらをせんじつめると二者の区別も結局は便宜的で、厳密な学術的用語としての裏付けはない。新造語は新現象への対応ともいえるが、要するに第一次・第二次資料というも、従前のようないくつかの直接資料と間接資料という言葉と差して内容を異にしてはいない。要するにここで問題にしたいのは博物館資料についての発想である。このことについては日博協大会での討議の結果、明らかにされるところがあった。その一つとして第一次とか第二次の資料ということにこだわることより、博物館という送り手（運営者）と受け手（利用者）を考えることにあるという意見である。博物館資料の当面の問題の土俵の外にはみでることになるという反論も出て、突込んだ展開を見るまでにいたらなかつたが、そこで“資料が語る”と“資料に語らせる”といった活用面でとらえなければならないという意見が提出されたことは収穫であった。それは価値と技術の問題と結びつけられることにより、展開の緒を持つにいたつからである。そしてこれに関連して“自然史関係ではものの価値は学芸員が作る。つまり本来のものに価値があるのではなく、ものに価値を見出し、価値を作つて見せるにある”というような価値の創造論が登場した。他面では博物館資料は形態をもつたものという発想そのものに無理があるという見解も出された。これは有形文化財と無形文化財を博物館が如何に取扱うかという問題と関連している。しかし、博物館資料はその前提において感覚的なものから成立つてることを抹殺するわけにはゆかない。博物館資料はまず材質を持ち、構成を持ち、形態を持ち、名称を持たねばならない。どこまでも具体に即したものでなければならぬ。これが前提である。それは素材と関連していく。素材とは物質的・自然的な実在である。標本類を手にすることによって、直に肯ける。しかし標本が同一条件のもとで採集されるからといって、単純な物質であり、自然物に外ならないと片付けることはできない。自然の素材に対して選択や収集が加えられるということは、そこには目的に応じた人為が加

わっているということに外ならず、言葉をかえると博物館資料は再生産物である。自然物に人間の感覚が—価値觀が働いて、選択され運搬される。その過程において手足・道具・機械が介在している。いわば人の労働が加わったものである。博物館資料は目的的であり、言葉を換えると文化的社会的な実在である。純自然科学博物館の資料といえどもそれを拒否するわけにはゆかない。しかし、一方、人文科学博物館における資料といえども物質から離れたものではない。例えば、仏像を取りあげてみよう。仏像は仏教に奉仕した造形（偶像）で、宗教的美術資料といえるが、それを構成する素材はすなわち材質即物質で、これに技術が加わったものである。材質そのものを追求すると結局は木材、金属、泥土等々に分類され、つまるところ物質に帰せられる。このようにみると博物館資料には物質と文化の二面性が密着しているといえる。「すべての学問は自然の上にもとづかなければならぬ。どんな学説でも自然的規定が見出せぬかぎり、ひとつの仮説にすぎない」（フォイエルバッハ）が思い出される。しかし、物質といった自然の存在も人間の存在を離れて抽象的にとらえられるならば何の意味もないものになってしまう。天上天下、人間の対象となるところ、自然そのもの、物質そのものなどというものはどこにもない。博物館資料は物質面と文化面と二面が交錯していて、一は普遍や法則（科学）、一は個性や価値（文化）に関連する。

博物館が文化価値を扱う機関であるということは、さきに紹介した博物館に対する国際的な勧告において明確に打出されているところであつて、敢て冗談する必要がないが、蛇足を加えることを許されたい。わが国の憲法でも、教育基本法にも文化的生活、文化的国家、文化の創造といった言葉を用い、これをはじめとして文化行政に関する諸規定中に文化の語を用いること枚挙に堪えない。卑近な譬であるが、文化庁という行政機関まで設けられている。文化についての定義として、文部省設置法では、「文化とは芸術および国民の娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版および著作権ならびにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう」とあり、教育と学術、さらに宗教に対する三（四）大機能の一とした扱いかたをしている。そもそも文化という言葉は日常生活さまざまに用いられ、それだけに定義を一定させることは至難である。社会科学で用いられる定義としては、人間の生活の仕方のうちで、学習によってその社会から習得した一切の部分の総称であることとされている。これを文化と文明とに分け、文化とは、知識・信仰・芸術・

道徳・法律・習慣、その他人間が社会の成員として獲得したあらゆる能力や習性の複合であるとする。道具の発明にはじまる技術面の発達と、一面には社会集団の風俗習慣から道徳・法制・宗教・芸術にいたるまで、価値の意識を方向づける働きが文化である。技術文明と価値体系が相関して広義の文化が形成されるとする。博物館資料はかくして文化文明の二面性と深いかかわりを持つ。古くから行われている真善美といった価値観は資料のもつ学術的・教育（倫理）的・美術的価値と結びつく。これに対応した取扱いをする既成博物館の実例をここに数えあげるまでもないであろう。真善美に対し、ドイツの西南学派によってさらに聖なる価値が加えられた。これは宗教的資料と結びつくものであり、わが国の古社寺の宝物館ないし古社寺そのものを宗教博物館として、古美術博物館から独立せしめることの後押しする主張に役立ってすらいる。真善美および聖なる価値分類を博物館資料に導入することは資料確認の形態として分析と分類の上に重要性を持っている。これに対して文化価値は総合の上に立つものである。また文化と文明の二面性という言葉も用いたが、この文明は技術文化と置換えられる概念である。この技術文化的価値を扱う博物館として理工学館・科学技術館・産業技術館などがある。純自然系博物館が一見これらからはみでたかに思えるが、博物館資料が再生産物であり、さらに文化と物質の二面性のあることに思い到れば敢て蛇足を加えるにはおよばないであろう。自然系博物館といえども文化的価値と関連している。したがって、ここでは博物館の分類の上に立って論ずるのではなく、すでに素材が資料となる過程において文化的価値が存在していることに根拠をおくのである。芸術と技術との関係はすでに米国のマンヒールド教授などが、いみじくも追求していることであるからこれに任せたい（岩波新書「芸術と技術」）。

博物館は劇場に譬えられる。舞台があり、道具立てがあり、役者があり、舞台裏があり、観客が要る。博物館の利用者はさらに多様であるが、いずれにしてもここは交流（Communication）の場であり、歴史的社会的実在である。文化系、自然系を問わず、博物館は歴史的・社会的な施設として存在する。この存在において、先ず一律に取上げられる課題は（何を）（何んのために）（どのように）ということである。言葉をかえると博物館という存在はその目的と実現の手段と方法と形態と利用から成立つ施設である。分類的な方法はこのうちの形態の一部分を拡大して、とくにそれを問題としているのである。人間の理解に老若男女の別はもちろん大切であるが、

それのみに拘泥するわけにはゆかない。人間は形而上の動物であり、さらに形而下的動物である。博物館もまた経済によって成り立ち、その活動は経済を無視するわけにはゆかない。博物館は魅力の場であり、魅力の場でなければならぬが、その基本構造に味気のない管理・経営理論が横たわっている。もしもこの下部構造の問題が敬遠されるならば、実体の解明に当って、説得力のとぼしいものに堕することを甘愛しなければならない。しかし、この課題について深く立入る用意がないので、予算獲得や独立採算などをはじめとする形而下問題と深くかかわっていることを指摘するにとどめ、博物館と財政面のかかわりを繰返し強調して、先きを急ぎたい。

その素朴な定義付けにおいて「博物館は視聴覚機関である」といった、視覚によって対象が把握されるということは博物館の資料は具体的なものであり、見られるものであるということであることに外ない。この見るところとは何か。このことに就いても検討が必要である。ここにある哲学者の文章に思いを致すと、彼は以下のように述べている。「一般に入々は直接ものを見るだけで充分だと信んじている。……この考えは事物が見られるだけで充分に捉えられていて、ものは丁度見られた通りにあるという信念にもとづいている。別な言葉でいえば人々は先ず間違いなくものを見たと信ずるのである。そして事物はまさに見られた通りであり、自分は事物の真を把握し、事物を知っているのだと信じているのである。しかしこのような信念には何等の保証はない。……自分の見たと信ずるものを自分の見ることのできない他の多くの面を持つ、もっと別なものの單なる一面であると考えると、すでにわれわれは直接見るだけのものでは充分でないと考えなければならないくなっているのである（田中道太郎「ロゴスとイデア」）。博物館で必要なことはまず確認である。確認の第一歩は観察である。この観察がその一步において頼りにならないものであるならばこれに過ぎたる危険はない。『あらゆる科学は経験を基礎とし、感覚によって提供される事実を合理的な研究方法にしたがわせる点に成立する。帰納、分析、観察、実験はかかる合理的研究方法の主要形式である』（エンゲルス「空想より科学への社会主義の発展の序」）ともいう。博物館が学術的調査研究の場たることを主張するためには、対象自体の（物）と（理）を追求しなければならず、物に即した理、理に即したものを見かにすることが必要である。（物）の奥にあるものを表面を通して把握しなければならない。博物館での第一操作はまず確認である。確認は観察にはじまり、次いで比較と分類と帰納

と総合を駆使しなければならない。唯一性の点でいわゆる人文資料は分析や実験は敬遠され、時には全く拒絶するが、合理的研究方法を考案し、これにもとづいて極限的方法に到達しなければならない。しかもこれに先き立って資料と取扱いは丁重で、愛情がこめられなければならない。博物館資料の調査研究は取扱いの慎重にはじまる。初步的作業として名称、形態、材質、構成の確認を経て、さらに初步段階をふまえてながら、時を追うて高次元に進まねばならない。博物館は資料のみの調査研究だけに立ててもことは許されない。従来の博物館で主位に立っていた資料の戸籍しらべに似た鑑査鑑定にだけ留まるべきでないことは現在の博物館人は誰でも知っている。しかし資料を直接取扱うことのできるという恵まれた位置と環境が往々にして思い上った意識を生みかねない危険が現在も続いていることも事実である。「観覧者がどのような程度の人であろうと観覧者たるものはすべからく学芸員と同じような興味を持つべきである」という考え方があるが、潜在的に博物館で働く人々の間にある。もし殆んどの観覧者が資料に興味を示していないことが明白になれば彼の趣味や教育が低いものであると観覧者を非難することがしばしばとなり…〔その結果は〕博物館計画の成功不成功に関しての責任を放棄することになる。……学芸員は何が大衆のために最善のことであるべきかということをわきまえ、その意味を正しく理解しているという仮定を吟味すべきである」(I.C.O.M「博物館組織」博物館観覧者)。博物館の観覧者や利用者が一体どのような人々であるかということ、彼等の求めているところが何のようなことであるか、とともに考えもしないものがある。一枚の解説符の文字が観る側の多数に意味不明なものとして映じているに拘らず、彼等は無意識の中にあって、往々そうした人々より一段高級だと信じているおそれなしとはしない。この考え方からは奉仕という觀念は生れて来ないし、育ちもしない。奉仕の第一歩は親切であり、対手の立場に立つという訓練である。

博物館が教育の場であるとしても、社会教育・生涯教育は学校教育とは異なっている。観覧者(利用者)は気軽るにただ見たいと思い、とりわけ自分にとって珍らしいものをのぞき見したいと思うものが多い。学びたいと思うものもあり、学んで役立てたいと思うものもあるが、気軽に安らぎ、楽しみたいと思うものもある。余暇の消費のためだけに来るものもある。彼等にとっては博物館が魅力ある場であることこそ望ましい。魅力の構造を改めて考えてみる必要がある。博物館は教える場であり、導く場であると共に交流の場であり、人間の場である。

しかし対手は自由さを持ち、気ままでもある。かく考えてくると博物館の存在は詮ずるところ無用の用たることを至上とする。そして無用の魅力は(あそび)のあることであり、あそびこそ人間形成に必要な糧である。博物館は多面的価値の発揮と発見の場である。まずこれに対応するためには学芸団——常勤と非常勤を通じて層を厚くし、自らの同志的交流を拡大する必要がある。言葉を発しない資料と取組んで、対話し、生々した生氣を呼び起し、育てなければならない。それには協力が有効手段でもある。そして資料の側に立つことが資料に生氣を与える所以である。しかし資料との対話だけの殻にこもるべきではない。博物館は調査研究の場であるが、それは一機能であって、機能の全部ではない。ことに独占独善の場ではない。研究と普及は同等に扱われるべきであり、観覧者(利用者)の立場が尊敬されなければならない。われらと衆生とが相共に悟りの道に向って精進するといった大乗仏教の精神が採り入れなければならない所以でもある。又これを踏えて引きずって行く自信が必要である。

博物館は交響楽の演奏場にも譬えられる。博物館は多目的機能を等価的に結合せしめることによって生氣を帯びる。もしそれが片寄ると沈滞する。最も単純な前提条件として、資料と施設と運営者と利用者が有機的に結合して働くことなければならないからである。表面にあらわれる働きの根底には内なる意欲と志向が必要である。博物館には繰返すまでもなく、恒久性と公共性と公開性が要求される。もちろん、ものごとすべて制約を伴わないものではない。制約は合理性にもとづいて処理しなければならない。職員にも観覧者にもそれぞれ守るべき義務がある。

博物館を有機的活動体として把握するに当って体、相、用という範疇をとり出すことは前にも触れたが、ここに少しく立入って見たい。体相用とは本来は仏教的な用語であるが、これを人間に当てはめて見ると、体はいわば皮膚、筋肉、骨骼、内臓、血液のごとき、生理的生物的要素である。相は仏像ならば三十二相、八十種好のごときで、老若、男女、白さ黄色さ、黒さのごとき、民族、人種の別にはじまり、人々のもつ精神、個性その他である。用とは要するに行動の形式であり、行動そのものであり、人々の時間的空間的場における働きを指している。過去の形でとらえるならば伝記となり、歴史だということになるであろう。

博物館での公開は展示目的が明確にされ、資料が選定され、系統的、合理的、重点的に配置されなければならない。質と量との関係も考慮にのばる。展示に静的、動

的および生的な形態があることはすでに指摘されているところであるが（富士川金二「博物館学」），空間処理の様式として加えたいのは能動的な働きについてである。ここに用といるのはこの能動的な働きのことだといつてよいであろう。働きの形態はしばしば科学技術的博物館などが念頭に浮ぶが、ここではあらゆる博物館を通じて創意と生命の発動的意欲と志向と、且つ發揮とある。展示には物から事、事から実、実から理乃至個といった次元的な展開がある。しばらく採光などの技術的関連は除外して、そこでは空間的処理と時間的処理にかかわりを持つ。時間的処理のうちで、過去と現在と未来に対する扱いと考えたことが館の性格に影響する。歴史・考古・民俗博物館における伝統文化の尊厳を無視するものではないが、これらの館はより強く過去の事実や再現そのものに傾斜する事実を否定しがたいであろう。この種の博物館は過去そのものに大きな意義と価値を附与することを目的としている。否、時にそのことに陶酔する場合すらある。そこに不用品の捨てどころといった危険がともなう。これに対して科学博物館や科学技術館は過去を背負いながら、より現在および未来を意識するといえるであろう。しかし豊かな人間形成のことを軽んじてはならない。これらの博物館がそれぞれの使命を果していると自讃するにも拘らず、利用者の眼には高級古玩店や書店の図鑑と差して変りばえしない段階に止っている場合もなきにもあらずである。多様化する博物館に一律性を押しつけることは避けるべきであり、むしろそれぞの個性を生かすことに意味があり、すなわち百花の齊放こそ望まれる。なお百花と風土の問題、博物館活動における場としての施設の追求も大きな課題として改めてとりあげるべきであるが、ひとまずここで擱筆したい。

以上、博物館を存在と関連と働きによってとらえようと試みた。博物館学（Museology）は博物館技術（Museography）と離れては成立しない。博物館学は親縁關係を有する諸学から孤立することは許されない。しかも自らはその実践を通じて、調和しなければならない存在と当為、現実と理念、合理と矛盾など幾多の問題をかかえている。保存と公開、稀覯と見せ物、緊張には疲労と嫌怠が伴うことも事実である。知るよろこび、発見のよろこび、刺戟や感動も慣れると陳腐となり、看過されるかくて慰楽の場は暇つぶしの場と隣する。詮ずるところ博物館は無用の用たるにおいて、至上なる有用性が認識され、存在性が主張できるとしてよいであろう。

追記。この試論は構成の不備からかえりみて冷汗を覚えるものとなった。軌道修正を行わなければならない諸

点も認められ、公開と展示に関する理論の補添を期しているが、今はその余裕がないまま、他のすすめもあったりして、それに甘えることとした。こいねがうところは大方のきたんなき叱正である。

（於奈良蒿原居、1980年1月）